

市民マナー条例の経緯

【平成 9 年 10 月 1 日 ポイ捨て禁止条例施行】

「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(平成 9 年芦屋市条例第 25 号)施行。
空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定める。※空き缶等・・・たばこの吸い殻、紙くず等含む。

【平成 19 年 6 月 1 日 市民マナー条例施行】

平成 18 年 9 月議会で、歩行喫煙禁止、夜間花火の禁止について質問あり、条例検討の約束。

市民の安全や快適な生活環境を守るため、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(通称：市民マナー条例)」(平成 19 年芦屋市条例第 13 号)を制定。喫煙禁止区域(JR 芦屋駅周辺)の設定、歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間花火(午後 9 時～午前 6 時)、落書き等の禁止を定める。

※歩行喫煙については、努力義務規定。

※具体的な喫煙禁止区域(喫煙指定場所含む)については、告示によって行う。

【平成 21 年改正へ至るまでの背景】

潮芦屋ビーチ周辺において、夜間花火の騒音、バイク等の暴走行為、違法駐車など住民の生活環境が著しく害されている状況があり、地元自治会からの強い要望で、県・市・警察・地元自治会が警備等の対策を行うが、条例での規制が必要との意見を受ける。

【平成 21 年 7 月 1 日 市民マナー条例改正】※喫煙指定場所の変更は告示による。

市民の意見を受け、潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行う。

[H22.6 喫煙禁止区域(JR 芦屋駅周辺)において、喫煙指定場所 6 箇所を 1 箇所にする。]

【平成 23 年改正へ至るまでの背景】

芦屋川流域やキャナルパーク(陽光緑地)周辺でのバーベキューについて、煙、騒音、違法駐車、ごみの放置等の問題が生じていることから、これを禁止してほしいとの声が市民から多数寄せられる。

また、キャナルパーク水路でのプレジャーボート等の航行により、早朝や深夜における騒音の問題が生じており、これを規制して欲しいとの意見も寄せられる。

【平成 22 年 12 月 11 日～平成 23 年 1 月 11 日 意見募集】

市民の声を受け、条例改正に向けて「芦屋川流域及びキャナルパーク周辺でのバーベキューの禁止」及び「キャナルパーク水路での指定された時間におけるプレジャーボート等の航行禁止」を規定する改正案をまとめ、パブリックコメント実施。

【意見募集の結果】

意見を寄せられた人数 782 人 意見の件数 817 件

・バーベキューのみ関連意見 (35 件)

原案賛同意見数 27 件 原案反対意見数 6 件 その他 2 件

・プレジャーボート関連意見 (192 件)

原案賛同意見数 93 件 原案反対意見数 3 件

原案よりも厳しい規制を求める意見 94 件 その他 2 件

・両方関連意見 (575 件)

原案賛同意見数 572 件 原案反対意見数 2 件 その他 1 件

【平成 23 年 6 月 1 日 市民マナー条例改正】※喫煙禁止区域の追加は告示による。

芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止、キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制（午後 6 時～午前 8 時）、喫煙禁止区域を鉄道駅周辺 1 箇所（JR 芦屋駅周辺）から 3 箇所（阪神芦屋駅・阪神打出駅・阪急芦屋川駅周辺）追加指定。

【平成 25 年 10 月 1 日市民マナー条例改正】歩行喫煙等につき、努力義務から禁止へ

H24.12 市議会にて歩行喫煙等を努力義務ではなく、禁止にできないかとの指摘があり、条例中「喫煙しないように努めなければならない」を「喫煙してはならない」に改める。

なお、もともと努力義務規定であったが、啓発する際は「禁止」と PR してきた経緯があるため、パブリックコメントや改正に際しての大々的な PR はしていない。

「推進計画の策定」の経緯

市民マナー条例第 16 条において、「条例の目的を達成するため推進計画を定めるものとする」という規定による。経緯については、推進計画書 P 4 1 以降参照。

平成 19 年に通称：マナー条例が出来て以降、だいぶ浸透してきた面がある反面、未だ課題は残っています。課題については、計画書 P 2 1～2 2 参照。